

平成 30 年度 外部人財活用による集落活動支援事業運営団体募集要領

1 事業の目的及び内容

中山間地域では、過疎化・高齢化の著しい進行により、集落における草刈り等の共同作業や地域行事、伝統芸能等の維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっています。

このため、中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」による各種活動の支援及び中山間地域の住民と都市住民との交流を促進します。

2 公募事業

外部人財活用による集落活動支援事業事務局（通称「中山間盛り上げ隊事務局」という。）として、事業実施及び運営を行う団体を県内 3 地区に分けて地区ごとに募集します。

なお、1 団体の応募は 1 地区までとします。また、事業のイメージは、別添のフロー図を参考にしてください。

(1) 事務局が行う主な業務

別添仕様書のとおり。

(2) 支援活動に係る留意事項

経費負担等について

- ・ 支援活動に必要な道具等は、原則として依頼を行う集落等又は隊員、企業等が用意します。
- ・ 交通費及び食費は、原則として参加する隊員、企業等の自己負担となります。
- ・ 支援活動は無償で行うため、日当は支払いません。
- ・ 隊員はボランティア保険等に加入し、保険料は事務局が負担します。
- ・ 実施に当たっては、各事務局が担当するエリアで集落等及び隊員に対する条件面が異ならないよう、県及び各事務局と協議の上、業務を遂行すること。

(例) ボランティア保険

社会福祉法人全国社会福祉協議会 ボランティア活動保険
天災タイプ B プラン (平成 29 年度保険料 710 円)

- ・ 初回参加隊員には帽子を配布するが、帽子は予め県から事務局に支給する。

支援活動実施対象地域

5 に掲げる対象市町村のうち、宮崎県中山間地域振興条例（平成 23 年宮崎県条例第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する区域

具体的には、次の地域を対象とします。

宮崎市（旧木花村、旧青島村、旧田野町、旧高岡町）、都城市（旧西岳村、旧中郷村、旧山之口町、旧高城町、旧山田町、旧高崎町）、延岡市（旧南方村、旧南浦村、島野浦島、旧北方町、旧北川町、旧北浦町）、日南市、小林市、日向市（旧美々津町、旧岩脇村、旧東郷町）、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町（旧八代村）、綾町、西米良村、木城町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

集落等から依頼が予想される活動例

- ・ 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
 - ・ 山水利用の集落における水源地の管理
 - ・ 農作業の手伝い
 - ・ 植栽・下刈り等の森林保全活動
 - ・ 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策
 - ・ 伝統芸能の実施サポート
 - ・ 集落の祭り又は地域行事の運営補助
 - ・ 集落等で作られた特産品のPR活動 等
- 個人や法人の経済活動としての作業は除きます。

なお、これまでの活動実績及び今後の支援活動の予定は、「宮崎中山間ネット」ホームページ内の中山間盛り上げ隊のページ(<http://www.chusankan.net/>)又は別添「中山間盛り上げ隊支援活動実績一覧」を参照してください。

その他

- ・ 本事業により得られた個人情報等は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用、公表、又は第三者に提供してはいけません。
- ・ 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、県は賠償責任を負いません。

3 応募資格

- (1) 県内に事務所を有する法人等(営利・非営利の別及び法人格の有無を問いません。)
- (2) 委託期間内における事業の実施体制が十分に確保できること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店もしくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

4 委託予定団体

3団体(県内を3地区に分けて委託し、1地区につき1団体とする。)

5 委託地区の内訳

地区名	対象市町村
北部地区	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
児湯・西部地区	小林市、西都市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町
中部・南部地区	宮崎市、都城市、日南市、串間市、三股町、国富町、綾町

6 委託料(補助金や助成金ではありません。)

- (1) 北部地区

- 2,427,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。
- (2) 児湯・西部地区
2,043,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。
- (3) 中部・南部地区
2,043,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。

企画提案に当たっては、隊員の保険料相当額(消費税相当額を含む。)を含めた収支予算書を別添様式にて作成してください。

7 業務数量

各地区の標準派遣回数は下表のとおりとし、1集落に対する盛り上げ隊派遣は原則3回までとします。ただし、県との事前協議の上で、地域の実情に応じて回数を増やすことも可能とします。

なお、派遣回数が下表に満たない場合(「新規集落等」「継続集落等」のいずれか一方が達しない場合も含む)、盛り上げ隊コーディネーターに係る人件費は県があらかじめ設定した単価(標準単価)に実派遣回数を乗じて得た額を当該部分に関する業務の費用の上限とし、変更契約又は精算します。

地区名	標準派遣回数
北部地区	新規集落等(2回)、継続集落等(56回)
児湯・西部地区	新規集落等(6回)、継続集落等(20回)
中部・南部地区	新規集落等(6回)、継続集落等(20回)

新規集落：平成21年度の事業開始以降、派遣を行っていない集落

継続集落：平成21年度の事業開始以降、派遣が1度でもある集落

新規集落の同年度中2回目以降の派遣は、継続集落扱いとする。

1回の活動時間(現地までの移動時間は含まない)が複数日に及ぶ場合にあっては、日数分を回数とし計上します。

8 委託期間

契約の日から平成31年3月31日まで

9 応募期間及び方法

(1) 応募期間

平成30年2月22日(木)から3月13日(火)午後5時まで

(2) 応募方法

郵送又は持参により必要書類を下記まで必着で提出すること。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

電話(直通) 0985-26-7036 ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

【応募書類】

運営団体応募書(別記様式1)

企画提案書

A4版とし、様式は任意ですが、別添の様式を参考にしてください。

収支予算書（別記様式２）
団体の概要及び活動内容がわかる書類（様式は任意。既存のものでも可）
直近の決算書及び事業報告書
県の納税証明書（未納がないことの証明書）

なお、提案書作成費や個別ヒアリング参加に係る経費等、募集に関する一切の経費は参加団体の負担とします。また、提出された書類は、原則として返却しません。

（３） 公募説明会

日時 平成３０年３月６日（火）午後１時３０分から１時間程度

会場 宮崎県庁本館附属棟２階 ２０４号室

上記（２）に記載する宛先に、公募説明会参加申込書（別紙１）をファクシミリ又は電子メールで３月５日（月）午後５時までを送りください。（電子メールの場合は、件名を「盛り上げ隊説明会申込み」としてください。）

なお、会場の都合上、参加者は１団体２人までとします。

（４） 公募事業に関する問い合わせ

公募内容等に関する問い合わせは、質問書（別紙２）により平成３０年３月９日（金）正午までに、（２）に記載する提出先にファクシミリ又は電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、随時電子メール等で行います。（３）の公募説明会において出席者から提出いただいたアドレス及び質問書で連絡先としていただいたアドレス全てにお送りします。

（５） 募集の効力

この事業は、平成３０年２月定例県議会（以下「県議会」という。）に予算案を提出しており、この事業に係る予算案が可決となり、予算執行が可能となった場合に効力が生じるものとします。

10 委託先の選定方法

（１） 書類審査（１次審査）

応募期間終了後、書類選考を実施し、個別ヒアリングの有無について、連絡します。

（２） 個別ヒアリング（２次審査）

所要時間 １団体３０分程度（提案書等の説明２０分以内、質疑応答１０分程度）

実施日等 平成３０年３月１６日（金）

時間 別途、申込者に連絡します。

場所 宮崎県庁内会議室

結果通知 審査終了かつ県議会終了後、受託者を決定し、文書によりお知らせします。なお、審査の経緯は公表しません。また、審査結果に関する異議は一切受け付けません。

11 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について協議させていただくことがあります。

12 契約締結の手続について

審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認の上、契約手続きをとることとなります。その際、過去2箇年度の間にもしくは地方公共団体等と同種同規模の契約を2回以上締結、履行した実績等、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)第101条第2項各号に定める免除要件に該当しない場合には、契約に際して契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付いただきます。

なお、契約に係る業務委託仕様書は、県と契約の相手方との協議により事前に双方の意思確認を行います。

13 事業報告

事業終了後、速やかに活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます。

14 問い合わせ先

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当

電話(直通) 0985-26-7036

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp